

茨城県管理河川県央ブロックの減災に係る取組方針（案）

平成30年 月

茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会

水戸市，石岡市，笠間市，鉾田市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，
気象庁水戸地方气象台，茨城県

目 次

- 1 はじめに
- 2 対象河川
- 3 本協議会の構成員
- 4 減災のための目標
- 5 県央ブロックの概要と主な課題
 - ・ 流域の概要
 - ・ 主な課題
 - ・ 河川改修の状況
 - ・ 主な課題
- 6 現状と課題
 - (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
 - (2) 的確な水防活動のための取組
 - (3) 氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組
 - (4) 河川管理施設の整備等に関する取組
 - (5) 減災・防災に関する取組
- 7 概ね5年で実施する取組
 - (1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
 - (2) 的確な水防活動のための取組
 - (3) 氾濫水の排水，浸水被害軽減に関する取組
 - (4) 河川管理施設の整備等に関する取組
 - (5) 減災・防災に関する取組
- 8 フォローアップ

参考資料 現状，課題，取組一覧表

1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じ、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。また、平成28年8月には北海道・東北地方を襲った一連の台風により、中小河川で氾濫が発生し、要配慮者利用施設で逃げ遅れによる被害が発生した。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成27年12月10日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月11日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

これらの答申を受け、平成29年4月28日に県央ブロックの関係8市町（水戸市、**石岡市**、笠間市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町）と気象庁水戸地方气象台、茨城県は、大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、「茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を設立した。

こうした中、平成29年6月20日に国土交通省では、「水防災意識社会 再構築」に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」を取りまとめたところである。

本協議会では、「緊急行動計画」に基づき、各構成員が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくとともに、継続的にフォローアップを行っていく。

なお、本取組方針は本協議会規約第6条に基づき作成したものである。

2 対象河川

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
湊沼川 (湊沼を含む)	笠間市, 鉾田市, 茨城町, 大洗町, 城里町	
巴川	石岡市, 笠間市, 鉾田市, 小美玉市, 茨城町	
石川川	水戸市, 大洗町	
後谷川	大洗町, 茨城町	
若宮川	茨城町	
寛政川	茨城町	
湊沼前川	水戸市, 笠間市, 茨城町	
枝折川	笠間市, 茨城町	
桜川 (笠間)	笠間市	
随光寺川	笠間市	
二反田川	笠間市	
稲田川	笠間市	
稲田沢川	笠間市	
福原川	笠間市	
片庭川	笠間市	
間黒川	笠間市	
飯田川	笠間市	
湊沼川導水路	笠間市	
新川	水戸市	
桜川	水戸市	
沢渡川	水戸市	

県管理河川名	主な沿川市町村	備考
逆川	水戸市	
堀川	水戸市	
内川	水戸市	
前田川	水戸市	
境川	水戸市	
田野川	水戸市	
楮川	水戸市	
藤井川	水戸市, 城里町	
西田川	水戸市, 城里町	
前沢川	水戸市, 城里町	
塩子川	城里町	
大開川	城里町	
京内畑川	城里町	
北ノ根川	城里町	
大谷原川	城里町	
郷戸川	城里町	
江川	城里町	
桂川	城里町	
岩船川	城里町	
東川	城里町	
梶無川	小美玉市, (行方市)	鹿行ブロックと重複
園部川	石岡市, 小美玉市	

()内は、他ブロックに含まれる市町村

3 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関		構成員
水戸市		市長
石岡市		市長
笠間市		市長
鉾田市		市長
小美玉市		市長
茨城町		町長
大洗町		町長
城里町		町長
気象庁水戸地方气象台		台長
茨城県		
生活環境部	防災・危機管理局	
	防災・危機管理課長	課長
土木部	河川課長	課長
土木部	水戸土木事務所長	所長
土木部	鉾田工事事務所長	所長

また、情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして以下の機関を置く。

構成機関		
国土交通省	関東地方整備局	霞ヶ浦河川事務所
国土交通省	関東地方整備局	常陸河川国道事務所
国土交通省	関東地方整備局	霞ヶ浦導水工事事務所
独立行政法人	水資源機構	利根川下流総合管理所



茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会位置図

4 減災のための目標

平成 29 年 4 月 28 日に開催した第 1 回の本協議会において、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 33 年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

潤沼川をはじめとする県管理河川の大規模水害に対し、『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』、『地域社会機能の継続性を確保すること』を目指す。

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、県央ブロックの県管理河川において、以下の項目を 2 本柱とした取組を実施する。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現する
- ②治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。

5 県央ブロックの概要と主な課題

【流域の概要】

那珂川圏域には、桜川、藤井川など48河川（うち県央ブロック23河川）あり、水戸市、ひたちなか市、笠間市、那珂市、常陸大宮市、茨城町、城里町の7市町で構成される圏域面積約600 km²の地域である。

涸沼川圏域には、涸沼川、石川川など18河川（うち県央ブロック17河川）あり、水戸市、笠間市、茨城町、鉾田市、大洗町、城里町の6市町から構成される圏域面積約450km²の地域である。

霞ヶ浦圏域には、園部川、巴川など48河川（うち県央ブロック2河川）あり、圏域面積約2,100 km²の地域である。

【過去の被害状況】

洪水	那珂川圏域			涸沼圏域			霞ヶ浦圏域		
	雨量(mm)		被害状況	雨量(mm)		被害状況	雨量(mm)		被害状況
	観測所	24h雨量	浸水家屋数(棟)	観測所	24h雨量	浸水家屋数(棟)	観測所	24h雨量	浸水家屋数(棟)
S61.8 台風第10号	水戸	244	1,222	笠間	280	551	館野	239	3,544
H2.12 風浪				笠間	26	1			
H3.9 台風第18号, 豪雨風浪	水戸	212	87	笠間	179	86			
H3.10 台風第21号, 風浪				笠間	100	33	館野	192	1,309
H4.10 豪雨				笠間	86	1			
H5.11 豪雨, 風浪				笠間	148	1			
H8.9 台風第17号, 豪雨	水戸	207	2	笠間	169	1			
H10.8 豪雨	笠間	153	28	笠間	153	7	館野	153	15
H11.7 豪雨	水戸	153	18						
H14.7 台風第6号, 豪雨	水戸	137	15						
H23.9 台風第15号, 豪雨	水戸	165	17				館野	154	8
H25.10 台風26号							館野	173	421
H26.10 台風第18号, 豪雨	水戸	191	2						

【河川改修の状況】

河川工事の施工場所は、下表に示す河川の流下能力が不足している箇所及び洪水調節のための調整池である。

河川名	区間	延長等	種類
桜川	市道（千波大橋）～市道（桜川橋）	約 4.2km	河道改修
	桜川調整池	1箇所	調整池
	桜川～千波湖	1箇所	導水施設
沢渡川	桜川合流点～国道 50 号(石川橋)	約 2.9km	河道改修
	沢渡川調整池	1箇所	調整池
藤井川	国道 123 号上流～ 県道石岡城里線(小松橋)	約 4.3km	河道改修
湊沼川	JR 常磐線橋梁～国道 50 号橋梁	約 11.7km	河道改修
	湊沼(湖)	約 8.4km	環境整備
湊沼前川	湊沼川合流点～大畑橋	約 4.1km	河道改修
石川川	湊沼川合流点～森戸橋	約 2.4km	河道改修
園部川	小美玉市羽鳥上ノ堰付近～ 石岡市山崎新谷付近	約 2.2km	河道改修
巴川	北浦橋～本田橋付近	約 8.5km	河道改修

【主な課題】

河川沿いの宅地開発などにより、土地利用形態が大きく変化したため、未改修区間について早急に整備を進めていく必要がある。

また、各河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関・地域住民との連携強化等に努める必要がある。

6 現状と課題

各構成員が現在実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

※現状：○，課題：●（以下同様）

項目	現状と課題	
情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○県管理河川のうち、水位周知河川についてホットラインを構築 ○新たなガイドライン（H29.1）の内容を反映し、地域防災計画を改定 ○台風を想定したタイムラインを作成 ○住民参加の総合防災訓練を実施 ○防災無線を設置 ○水位周知河川等における登録型の情報発信を実施 ○要配慮者利用施設の施設管理者を対象とし、避難計画の作成に関する説明会を開催 ●水位計や基準水位のない河川や局地的な集中豪雨にも対応したホットラインやタイムラインの作成が必要 ●総合防災訓練への住民の参加率向上が必要 ●避難勧告等に関するガイドライン（H29.1）に基づくマニュアルの見直しが必要 ●情報弱者や外国人への伝達方法が不十分 ●社会資本整備審議会の答申に基づく、水位周知河川の追加指定が必要 ●分りやすい水位情報提供が必要 ●県管理河川における広域避難の必要性について確認が必要 ●要配慮者利用施設の施設管理者の意識向上が必要 ●避難行動要支援者への支援者のなり手が少なく、個別計画の作成が進まない 	<ul style="list-style-type: none"> A B C D E F G H I

<p>平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>	<p>○洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模に対応した浸水想定区域図を公表</p> <p>○前回の浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成済。</p> <p>○浸水実績について把握</p> <p>○防災のしおりの全戸配布により啓発を実施</p> <p>○教員を対象に外部講師を招いて研修会を実施</p> <p>○小学生を対象にいばらき防災ハンドブックを活用した学習，地域の防災マップの作成，避難訓練を開催</p> <p>○出前講座等を活用した講習会を実施</p> <p>○水防災に関する問合せ窓口を設置</p> <p>●洪水ハザードマップの基となる洪水浸水想定区域図（水位周知河川等）がない</p> <p>●内水ハザードマップの基となる内水浸水想定区域図がない</p> <p>●まるごとまちごとハザードマップをどの程度まで実施すればいいのかわからない</p> <p>●浸水実績がデータベース等になっていない</p> <p>●住民が水害の事前準備をする際の明確な問い合わせ先がない</p> <p>●住民・教員・小学生の水防災意識の更なる向上が必要</p>	<p>J</p> <p>K</p> <p>L</p> <p>M</p> <p>N</p> <p>O</p>
<p>円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項</p>	<p>○茨城県河川情報システムにより雨量，水位等の観測データ，河川の状況を把握</p> <p>●水位計等の観測機器の増設</p>	<p>P</p>

(2) 的確な水防活動のための取組

項目	現状と課題	
水防体制の強化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者と水防管理者による共同点検を実施 ○広報誌やホームページ, ポスターにより水防団員(消防団員)等を募集 ○建設業協会等と協定を締結 <ul style="list-style-type: none"> ●共同点検の継続が必要 ●水防団員の高齢化, 減少 ●団員募集の効果的な広報が必要 ●関係機関が連携した水防訓練の継続が必要 	Q R S T
市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○水害時に行政機能を維持するBCPを策定 <ul style="list-style-type: none"> ●分りやすい水位情報提供が必要 ●BCPの職員への周知徹底が必要 ●浸水区域内に庁舎や重要施設が立地 ●民間事業者が水防災に関する認識を高める機会が少ない 	F U V W

(3) 氾濫水の排水, 浸水被害軽減に関する取組

項目	現状と課題	
排水施設, 排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○国交省の排水ポンプ車等の操作講習会に参加 <ul style="list-style-type: none"> ●排水先の確認及び排水計画の策定が必要 	X
浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ●区域の把握ができていない 	Y

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施 ●河川堤防など多くの未整備箇所の整備が必要 	Z
ダム再生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○各ダムにおいて定められた操作規則に基づき、洪水調節操作を実施 ●国の取り組み状況の把握が必要 	A A
河川の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ○出水期前の河川総点検の実施 ○点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施 ●堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に加え、施設管理者の特定が必要 ●老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要 	A B A C

(5) 減災・防災に関する取組

項目	現状と課題	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○関係部署での情報の共有 ●正確な浸水実績の把握が必要 	A D
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○県が実施する講習会へ参加 ●災害復旧経験者（技術者）の人員不足 ●職員の技術力向上が必要 	A E A F

7 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	洪水時における河川管理者からの情報提供等	A	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県
②	避難勧告等発令の対象区域, 判断基準等の確認	A, B C, D	平成29年度から 順次実施	協議会全体
③	水害危険性の周知促進	E	平成29年度から 順次実施	茨城県
④	ICT を活用した洪水情報の提供に向けた検討	F	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県
⑤	広域避難体制の構築	G	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県
⑥	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	H, I	引き続き実施	市町村, 茨城県
⑦	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	J	順次実施	茨城県
⑧	水害ハザードマップの改良, 周知, 活用	J, K L	平成29年度から 順次実施	市町村
⑨	浸水実績等の周知	A, D M	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県

⑩	防災教育の促進	N, O	平成29年度から 順次実施	協議会全体
⑪	危機管理型水位計, 河川監視用カメラの整備	P	引き続き実施	市町村, 茨城県

(2) 的確な水防活動のための取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	Q	引き続き実施	市町村, 茨城県
②	水防に関する広報の充実	R, S	引き続き実施	協議会全体
③	水防訓練の充実	T	平成30年度から 順次実施	協議会全体
④	水防団体間の連携, 協力に関する検討	T	平成30年度から 順次実施	市町村
⑤	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	F, J	引き続き実施	協議会全体
⑥	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	U, V W	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県

(3) 氾濫水の排水, 浸水被害軽減に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	排水施設, 排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	X	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県
②	災害危険区域の指定に向けた検討	Y	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	堤防等河川管理施設の整備	Z	平成29年度から 順次実施	茨城県
②	ダム再生の推進	A A	平成30年度から 順次実施	茨城県
③	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	A B, A C	平成29年度から 順次実施	市町村, 茨城県
④	河川管理の高度化の検討	A B, A C	平成30年度から 順次実施	茨城県

(5) 減災・防災に関する取組

	主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
①	適切な土地利用の促進	A D	平成30年度から 順次実施	市町村, 茨城県
②	災害時及び災害復旧に対する支援	A E, A F	平成30年度から 順次実施	協議会全体

8 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年本格的な台風シーズン前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、見直しにあたっては、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、行うこととする。

参考資料

- (1) 【現状】
- (2) 【課題】
- (3) 【取組】概ね5年で実施する取組（案）